

倉吉市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則をここに公布する。

令和5年3月27日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市規則第4号

倉吉市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び倉吉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年倉吉市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイル簿及び条例個人情報ファイル簿の様式等)

第2条 法第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿及び条例第3条第1項に規定する条例個人情報ファイル簿は、次の各号に定める様式によるものとする。

- (1) 法第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿 個人情報ファイル簿（様式第1号）
- (2) 条例第3条第1項に規定する条例個人情報ファイル簿 条例個人情報ファイル簿（様式第2号）

2 条例第3条第1項に規定する市長が別に定めるものは、本人の数が100人に満たない個人情報ファイルとする。

(保有個人情報の開示請求の手續等に関する様式)

第3条 保有個人情報の開示請求の手續に必要な書面等のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 法第77条第1項に規定する書面 保有個人情報開示請求書（様式第3号）
- (2) 法第82条第1項に規定する書面 保有個人情報開示決定通知書（様式第4号）
- (3) 法第87条第3項に規定する申出を行う場合に用いることのできる書面 保有個人情報等の開示の実施方法等申出書（様式第5号）
- (4) 法第82条第2項に規定する書面 保有個人情報不開示決定通知書（様式第6号）
- (5) 法第83条第2項に規定する書面 保有個人情報開示決定等期限延長通知書（様式第7号）
- (6) 法第84条に規定する書面 保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（様式第8号）
- (7) 法第85条第1項に規定する他の行政機関の長等に対する事案の移送を行う場合の、当該他の行政機関の長等に対する書面 他の行政機関の長等への開示請求事案移送書（様式第9号）
- (8) 法第85条第1項に規定する開示請求者に対する書面 開示請求者への開示請求事案移送通知書（様式第10号）
- (9) 法第86条第1項に規定する通知を行う場合の書面 第三者意見照会書（法第86条第1項適用）（様式第11号）
- (10) 法第86条第2項に規定する書面 第三者意見照会書（法第86条第2項適用）（様式第12号）
- (11) 法第86条第1項及び第2項に規定する意見書 第三者開示決定等意見書（様式第13号）

- (12) 法第86条第3項に規定する書面 反対意見書提出者への通知書（様式第14号）
- (13) 令第22条第3項の規定による代理人が開示請求をする場合に代理人の資格を証する書類として提示し、又は提出する委任状 委任状（保有個人情報開示請求用）（様式第15号）

（倉吉市職員採用試験の結果に関する保有個人情報の開示請求及び決定に関する特例）

第4条 倉吉市職員採用に関する規則（昭和46年倉吉市規則第15号）に基づき実施した採用試験の結果に関する保有個人情報（その者の得点及び順位に限ってその全部を開示する場合に限る。）の開示請求（任意代理人による場合を除き、当該採用試験の結果の公表の日から1月に満たない期間のうちに行われた場合に限る。）は、前条第1号及び第2号に定める様式にかかわらず、倉吉市職員採用試験結果保有個人情報開示請求書・開示決定通知書（様式第16号）による。

（電磁的記録の開示の方法）

第5条 法第87条第1項の規定により、実施機関が、保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における当該保有個人情報の開示の実施の方法を定めようとするときは、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

- (1) 音声データ 次のいずれかの方法
 - ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの聴取
 - イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付
- (2) 映像データ（写真等を表示する画像データを含む。） 次のいずれかの方法
 - ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの視聴（写真等を表示する画像データにあつては、用紙に出力したものの閲覧を含む。）
 - イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したもの（写真等を表示する画像データにあつては、用紙に出力したものを含む。）の交付
- (3) 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次のいずれかの方法
 - ア 用紙に出力したものの閲覧又は交付
 - イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付
 - ウ その他当該電磁的記録に応じた適切な方法

（費用の負担）

第6条 条例第4条第2項の規定により写しの交付を受ける者が負担すべき費用の額は、別表のとおりとする。

2 前項の費用は、前納とする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

3 令第28条第4項の規定による地方公共団体の規則で定める納付の方法は、納付書による納付その他の方法とする。

（保有個人情報の訂正請求の手續等に関する様式）

第7条 保有個人情報の訂正請求の手續に必要な書面等のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 法第91条第1項に規定する書面 保有個人情報訂正請求書（様式17号）
- (2) 法第93条第1項に規定する書面 保有個人情報訂正決定通知書（様式第18号）
- (3) 法第93条第2項に規定する書面 保有個人情報不訂正決定通知書（様式第19号）
- (4) 法第94条第2項に規定する書面 保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（様式第20号）
- (5) 法第95条に規定する書面 保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（様式第21号）
- (6) 法第96条第1項に規定する他の行政機関の長等に対する事案の移送を行う場合、当該他の行

政機関の長等に対するの書面 他の行政機関の長等への訂正請求事案移送書（様式第22号）

(7) 法第96条第1項に規定する訂正請求者に対する書面 訂正請求者への訂正請求事案移送通知書（様式第23号）

(8) 法第97条に規定する書面 保有個人情報提供先への訂正決定通知書（様式第24号）

(9) 令第29条において準用する令第22条第3項の規定による代理人が訂正請求をする場合に代理人の資格を証する書類として提示し、又は提出する委任状 委任状（保有個人情報訂正請求用）（様式第25号）

（保有個人情報の利用停止請求の手續等に関する様式）

第8条 保有個人情報の利用停止請求の手續に必要な書面等のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 法第99条第1項に規定する書面 保有個人情報利用停止請求書（様式第26号）

(2) 法第101条第1項に規定する書面 保有個人情報利用停止決定通知書（様式第27号）

(3) 法第101条第2項に規定する書面 保有個人情報利用不停止決定通知書（様式第28号）

(4) 法第102条第2項に規定する書面 保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（様式第29号）

(5) 法第103条に規定する書面 保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第30号）

(6) 令第29条において準用する令第22条第3項の規定による代理人が利用停止請求をする場合に代理人の資格を証する書類として提示し、又は提出する委任状 委任状（保有個人情報利用停止請求用）（様式第31号）

（運用状況の公表）

第9条 条例第5条の規定による運用状況の公表は、次の事項について年度ごとに市ホームページへの掲載その他の方法により行うものとする。

(1) 請求の状況（開示請求、訂正請求及び利用停止請求別の件数）

(2) 決定の状況（開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等の内容に応じた各区分の件数）

(3) 審査請求の状況

(4) その他市長が必要と認める事項

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（倉吉市個人情報保護条例施行規則の廃止）

2 倉吉市個人情報保護条例施行規則（平成17年倉吉市規則第69号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の施行の日前に旧規則の規定によりなされた処分、手續その他の行為については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

区分	金額
----	----

複写機による複写又は電磁的記録を印字装置により用紙に出力したもの	単色刷りの場合 1枚（片面）につき10円 複色刷りの場合 1枚（片面）につき20円
光ディスクに複製したもの	1枚につき100円
電磁的記録媒体（光ディスクを除く。）に複製したもの	実費相当額
その他写しの作成に当たり特別の費用が必要となる場合	当該処理に要する実費
写しその他物品の送付	送付に要する費用の額

備考

- 1 用紙の両面を使用する場合は、2枚として算定する。
- 2 日本産業規格A列3番を超える規格の用紙を用いた場合は、当該用紙を日本産業規格A列3番の大きさに分割して換算した枚数として算定する。

様式第1号（第2条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
実施機関の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織（部署）の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	<input type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織（部署）の名称及び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備 考		

様式第2号（第2条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
実施機関の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織（部署）の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	<input type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織（部署）の名称及び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備 考		

(宛先)
倉吉市長

郵便番号 ー
住 所
(請求者) 氏 名
電話番号 () ー

保有個人情報開示請求書

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有個人情報の内容 ※保有個人情報が特定できるように具体的に記入してください。	
求める開示の実施方法 ※希望する方法をチェックしてください。	文書、図画等 (電磁的記録除く) <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 郵送)
	電磁的記録 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 交付 (<input type="checkbox"/> 郵送) <input type="checkbox"/> 専用機器等で再生したものの視聴・聴取 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体に複製したものの交付 (<input type="checkbox"/> 郵送)

※法定代理人又は任意代理人が本人に代わって請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人の住所、氏名及び電話番号	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	() ー
本人との関係 ※該当するものをチェックしてください。	<input type="checkbox"/> (未成年者・成年被後見人) の法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人 (保有特定個人情報に係る請求の場合に限ります。)	

- (注) 1 本人が請求する場合は、本人であることを証する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。
2 法定代理人が請求する場合は、1の書類のほか、法定代理人であることを証する書類（戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。
3 任意代理人が請求する場合は、1の書類のほか、任意代理人によって請求をする理由を証明する書類を提示し、又は提出してください。

【職員記載欄】 次の欄には記入しないでください。

請求者の確認	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他 ()
法定代理人の請求資格確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
任意代理人の請求資格確認	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()
担 当 課	
備 考	

様式第4号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

倉吉市長

印

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定しましたので通知します。

開示する保有個人情報	<input type="checkbox"/> 全部開示 <input type="checkbox"/> 部分開示	
開示する保有個人情報の利用目的		
開示を実施する日時及び場所	日 時	年 月 日 () 午前 時 分 午後
	場 所	
開示の実施方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 聴取 <input type="checkbox"/> 写しの送付	
開示しない部分及びその理由	(開示しない部分)	
	(理由)	
担 当 課		
備 考		
(注)		
1 この通知を受け取った日から30日以内に、開示の実施方法等について申出を行ってください。その際、同封した「保有個人情報等の開示の実施方法等申出書」により申し出ることができます。		
2 事務所での開示の実施を選択されてその旨を申し出られた場合は、開示を受ける際にこの通知書を提示するとともに、請求者自身であることを証明するために必要な書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）を提示してください。指定された日時に来庁できない場合は、あらかじめ担当課に連絡ください。		

(教示)

様式第5号（第3条関係）

年 月 日

（宛先）

倉吉市長

郵便番号 ー

住 所

氏 名

電話番号（ ） ー

保有個人情報等の開示の実施方法等申出書

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定に基づき、次のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

（1）文書番号 第 号

（2）日付 年 月 日

2 開示請求に係る保有個人情報の名称等

3 求める開示の実施方法（希望するものをチェックしてください）

実施方法	内 容
<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 聴取	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部（ ）
<input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送）	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部（ ）
<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部（ ）

4 開示の実施を希望する日時（写しの郵送を希望する場合は記入不要）

年 月 日

様式第6号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

倉吉市長

印

保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示しない理由	
担 当 課	電話番号（ ） —
備 考	

(教示)

様式第7号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

倉吉市長

印

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
延長後の期限	年 月 日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
担当課	電話番号（ ） —
備考	

様式第8号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

倉吉市長

印

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」といいます。）第84条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に記載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日
担 当 課	電話番号（ ） —
備 考	

様式第9号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

倉吉市長

印

他の行政機関の長等への開示請求事案移送書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、次のとおり移送します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏名 住所又は居所 連絡先
	法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人受任者 本人の氏名 本人の住所又は居所
添付資料等	<input type="checkbox"/> 開示請求書 <input type="checkbox"/> 移送前に行った行為の概要記録 <input type="checkbox"/> その他
担当課	電話番号（ ） —
備考	

様式第10号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

倉吉市長

印

開示請求者への開示請求事案移送通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、次のとおり他の行政機関等へ移送しましたので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、以下の移送先の行政機関等において行われます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
請求書の收受年月日及び文書番号	年 月 日 第 号
移送をした日	
移送の理由	
移送先の行政機関等	行政機関等の名称
	担当部署の名称等 担当部署名 所在地 連絡先 電話番号（ ） —
担当課	電話番号（ ） —
備考	

様式第11号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

倉吉市長

印

第三者意見照会書（法第86条第1項適用）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することについて意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに提出がない場合には、特に意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	担当課 電話番号（ ） ー
意見書の提出期限	年 月 日

第 号
年 月 日

様

倉吉市長

印

第三者意見照会書（法第86条第2項適用）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」といいます。）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、法第86条第2項の規定に基づき、意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することについて意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに提出がない場合には、特に意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 適用理由
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	担当課 電話番号（ ） —
意見書の提出期限	年 月 日

様式第13号（第3条関係）

年 月 日

（宛先）

倉吉市長

郵便番号 ー

住 所

氏 名

（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） ー

第三者開示決定等意見書

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示に関する意見については、次のとおりです。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
保有個人情報の開示についての意見 ※支障の有無をチェックしてください。	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。
	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 （以下ご記入ください）
	支障（不利益）がある部分
	支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

様式第14号（第3条関係）

反対意見書提出者への通知書

第 号
年 月 日

様

倉吉市長

印

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について（通知）

（あなた、貴社等）から 年 月 日付で「第三者開示決定等意見書」の提出があった保有個人情報について、次のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により、通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をすることとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
担 当 課	電話番号（ ） —
備 考	

（教示）

様式第15号（第3条関係）

委 任 状
(保有個人情報開示請求用)

(代理人) 住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

- 1 個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

年 月 日

住 所
(委任者) 氏 名 ⑩
電話番号 () ー

<注> 次のいずれかの措置をとってください。

- (1) 委任者が実印を押印し、その印鑑登録証明書（開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付すること。
- (2) 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付すること。

様式第16号（第4条関係）

倉吉市職員採用試験結果保有個人情報開示請求書・開示決定通知書

年 月 日

(宛先)

倉吉市長

郵便番号 ー

住 所

(請求者) 氏 名

電話番号 () ー

倉吉市職員採用試験結果保有個人情報開示請求書

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項及び倉吉市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年倉吉市規則第4号）第4条の規定により、次のとおり倉吉市職員採用試験結果に係る保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	倉吉市職員採用試験結果のうち得点及び順位 (年 月 日実施分)	求める開示の実施方法	閲覧
------------------	-------------------------------------	------------	----

※法定代理人が、本人に代わって請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人の住所、氏名及び電話番号	住 所		
	氏 名	電 話 番 号	() ー
本人との関係	<input type="checkbox"/> (未成年者・成年被後見人) の法定代理人		

- (注) 1 本人が請求する場合は、本人であることを証する書類(個人番号カード、運転免許証、旅券等)を提示し、又は提出してください。
2 法定代理人が請求する場合は、1の書類のほか、法定代理人であることを証する書類(戸籍謄本等)を提示し、又は提出してください。なお、任意代理人は、この請求をすることができません。

【職員記載欄】※次の欄には記入しないでください。

請求者の確認	<input type="checkbox"/> 個人番号カード	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> その他 ()
法定代理人の請求資格確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書	<input type="checkbox"/> その他 ()

第 号
年 月 日

様

倉吉市長

印

倉吉市職員採用試験結果保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項及び倉吉市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年倉吉市規則第4号）第4条の規定により、次のとおり開示することと決定しましたので通知します。

開示する保有個人情報	(全部開示) 倉吉市職員採用試験結果のうち得点及び順位 (年 月 日実施分)		
開示する保有個人情報の利用目的	市の職員の採用に用いるため		
開示を実施する日時及び場所	日 時	年 月 日 () 午前 時 分 午後	場 所
開示の実施方法	閲覧	担当課	

(宛先)
倉吉市長

郵便番号 ー
住 所
(請求者) 氏 名
電話番号 () ー

保有個人情報訂正請求書

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日 (文書番号 第 号)
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 ※保有個人情報が特定できるように具体的に記入してください。	
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨)
	(理由)

※法定代理人又は任意代理人が本人に代わって請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人の住所、氏名及び電話番号	住 所	
	氏 名	
	電話番号	() ー
本人との関係 ※該当するものをチェックしてください。	<input type="checkbox"/> (未成年者・成年被後見人) の法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人 (保有特定個人情報に係る請求の場合に限ります。)	

- (注) 1 本人が請求する場合は、本人であることを証する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。
 2 法定代理人が請求する場合は、1の書類のほか、法定代理人であることを証する書類（戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。
 3 任意代理人が請求する場合は、1の書類のほか、任意代理人によって請求をする理由を証明する書類を提示し、又は提出してください。

【職員記載欄】 次の欄には記入しないでください。

請求者の確認	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他 ()
法定代理人の請求資格確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
任意代理人の請求資格確認	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()
担 当 課	
備 考	

様式第18号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

倉吉市長

印

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(内容)
	(理由)
担 当 課	
備 考	

様式第19号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

倉吉市長

印

保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、次のとおり訂正しないことと決定しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしない理由	
担 当 課	電話番号（ ） —
備 考	

(教示)

様式第20号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

倉吉市長

印

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
延長後の期限	年 月 日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
担当課	電話番号（ ） —
備考	

様式第21号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

倉吉市長

印

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」といいます。）第95条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
担 当 課	電話番号（ ） —
備 考	

様式第22号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

倉吉市長

印

他の行政機関の長等への訂正請求事案移送書

年 月 日付で請求のあった保有個人情報の訂正に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、次のとおり移送します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者氏名等	氏名 住所又は居所 連絡先
	法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人受任者 本人の氏名 本人の住所又は居所
添付資料等	<input type="checkbox"/> 訂正請求書 <input type="checkbox"/> 移送前に行った行為の概要記録 <input type="checkbox"/> その他
担当課	電話番号（ ） —
備考	

様式第23号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

倉吉市長

印

訂正請求者への訂正請求事案移送通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、次のとおり他の行政機関等へ移送しましたので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、以下の移送先の行政機関等において行われます。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
請求書の收受年月日 及び文書番号	年 月 日 第 号
移送をした日	
移送の理由	
移送先の行政機関等	行政機関等の名称
	担当部署の名称等 担当部署名 所在地 連絡先 電話番号（ ） —
担当課	電話番号（ ） —
備考	

様式第24号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

倉吉市長



保有個人情報提供先への訂正決定通知書

（他の行政機関の長等）に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第92条の規定により訂正しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をした内容及び理由	(訂正内容)
	(訂正理由)

様式第25号（第7条関係）

委 任 状
(保有個人情報訂正請求用)

(代理人) 住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

- 1 個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

住 所
(委任者) 氏 名 ⑩
電話番号 () —

<注> 次のいずれかの措置をとってください。

- (1) 委任者が実印を押印し、その印鑑登録証明書（訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付すること。
- (2) 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付すること。

(宛先)
倉吉市長

郵便番号 ー
住 所
(請求者) 氏 名
電話番号 () ー

保有個人情報利用停止請求書

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」といいます。）第99条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日 (文書番号 第 号)
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 ※保有個人情報が特定できるように具体的に記入してください。	
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) ※該当するものをチェックしてください <input type="checkbox"/> 法第98条第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 法第98条第2号該当 → <input type="checkbox"/> 提供の停止
	(理由)

※法定代理人又は任意代理人が、本人に代わって請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人の住所、氏名及び電話番号	住 所	
	氏 名	
	電話番号	() ー
本人との関係 ※該当するものをチェックしてください。	<input type="checkbox"/> (未成年者・成年被後見人)の法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人(保有特定個人情報に係る請求の場合に限ります。)	

- (注) 1 本人が請求する場合は、本人であることを証する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。
 2 法定代理人が請求する場合は、1の書類のほか、法定代理人であることを証する書類（戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。
 3 任意代理人が請求する場合は、1の書類のほか、任意代理人によって請求をする理由を証明する書類を提示し、又は提出してください。

【職員記載欄】 次の欄には記入しないでください。

請求者の確認	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他 ()
法定代理人の請求資格確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
任意代理人の請求資格確認	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()
担 当 課	
備 考	

様式第27号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

倉吉市長

印

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、次のとおり利用停止することと決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定を する内容及び理由	(内容)
	(理由)
担 当 課	
備 考	

様式第28号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

倉吉市長



保有個人情報利用不停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、次のとおり利用停止をしないことと決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
利用停止をしない理由	
担 当 課	電話番号（ ） —
備 考	

(教示)

様式第29号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

倉吉市長

印

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付で利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
延長後の期限	年 月 日(利用停止決定等期限 年 月 日)
延長の理由	
担当課	電話番号() —
備考	

様式第30号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

倉吉市長



保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」といいます。）第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
担 当 課	電話番号（ ） —
備 考	

様式第31号（第8条関係）

委 任 状
(保有個人情報利用停止請求用)

(代理人) 住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

- 1 個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

住 所
(委任者) 氏 名 ⑩
電話番号 () ー

<注> 次のいずれかの措置をとってください。

- (1) 委任者が実印を押印し、その印鑑登録証明書（利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を添付すること。
- (2) 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付すること。